

笛吹市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
笛吹市教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨・現状
- 2 目標
- 3 計画の期間
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、「公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教職員のサービスを監督する教育委員会が教職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和 7 年文部科学省告示第 114 号）に基づき、学校における働き方改革を推進するために策定するものである。

教職員が健康で意欲的に教育活動に専念できる環境を整えることは、子どもたちにより良い教育を提供するために不可欠である。山梨県教育振興基本計画が掲げる「主体的に学び他者と協働し、豊かな未来を拓くやまなしの人づくり」の実現に向けて、教育の質の向上と持続可能な学校運営体制の構築を目指すものである。

(2) 本市の現状

○笛吹市では令和 2 年 5 月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を受け、「笛吹市教育委員会がサービスを監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という。）を策定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和 5 年度、6 年度は以下のとおりであった。

【笛吹市における教育職員の時間外在校等時間の状況（令和 5 年度・6 年度）】

		勤務時間の状況調査 在校時間報告書 【令和5年度・6年度 年間】			
年度		0～45時間以下	45～80時間以下	80～100時間以下	100時間超～
令和5年度 (年間)	小	65%	30%	4%	2%
	中	46%	43%	8%	3%
	全	59%	34%	5%	2%
令和6年度 (年間)	小	68%	27%	3%	2%
	中	50%	39%	7%	4%
	全	62%	31%	5%	2%

- ・全体としては、年々、時間外在校等時間が減少している傾向がある。
- ・45 時間を超える割合は約 40%とまだまだ多い状況である。
- ・80 時間を超える教育職員は全体の約 7%で、特に中学校で多い。
- ・各校から毎月提出される報告書を見ると、80 時間を超えているのは同じ教員が多い。校務分掌や授業準備、児童生徒指導、保護者対応等の影響があると考えられる。役職では教頭職が多い傾向がある。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 令和 8 年度末までに、時間外在校等時間が月 80 時間を超える教育職員をゼロにする。
- 令和 11 年度末までに、平均の時間外在校等時間を月 30 時間程度に縮減する。
- 令和 11 年度末までに、時間外在校等時間が月 45 時間を超える教育職員をゼロにする。

(2) ワークライフバランスや働きがいに関する目標

- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 5%まで減少させる【R6:7.3%】
- 令和 11 年年度末までに、自身の働き方を見つめ直し、自分事として取り組んでいる教職員の割合を 100%にする。
- 仕事に対して働きがい（充実感・満足感・意欲等）を感じている教職員の割合を 100%にする。

3 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

※国、県の新たな動きや、目標の達成状況の検証等を踏まえ、適宜、目標及び必要な取組の追加・変更・見直しを行う。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

笛吹市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3 分類」①関係）
 - ・各校・各地域の実情を踏まえつつ、登下校時には各校の学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 学校徴収金の徴収・管理（「3 分類」③関係）
 - ・給食費や教材費等の学校徴収金の公会計化については、今後も継続して行い、継続した取組の中で出された課題等については適宜対応していく。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3 分類」⑤関係）
 - ・学校と連携を取りながら、学校教育課及び教育相談室において当該苦情等に対応するとともに、弁護士等の専門家を活用できる環境を整備する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答（「3 分類」⑥関係）

- ・教育委員会内で回答できるものについては、教育委員会において回答する。
- ・校務支援システムの機能等を活用することで、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

○ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3 分類」⑧関係）

- ・市教育委員会の ICT 担当や ICT 支援員の伴走支援、市で契約している外部のネットワーク保守会社を積極的に活用しながら、校務 DX をはじめとする働き方改革の推進に努める。

○学校プールの施設・設備の管理（「3 分類」⑨関係）

- ・学校プールについては、教育委員会において、外部施設活用事業を推進し、学校職員の負担軽減につなげていく。

○部活動（「3 分類」⑬関係）

- ・週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。平日に一日、土日のどちらかを休養日とする。
- ・一日の活動時間は、平日で 2 時間程度、休日は 3 時間程度とする。
- ・部活動指導員の配置拡充について、地域人材等を積極的に活用する。
- ・休日の部活動の地域展開を段階的に推進する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理（「3 分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する支援員を、継続して市内全学校に配置する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・成績処理期間を校内で設定し、部活動等の児童生徒の活動を行わない日を連続して設定する等の工夫を行う。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3 分類」⑰関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加体制を整え、専門的な知見を活用しつつ教職員と連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、いじめや不登校等に関する研修を実施することで、学校、家庭及び地域が連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直しや放課後の活動時間（児童生徒の完全下校時間を含む。）を勤務時間内で設定するなど、日課表の工夫を行う。
- 校務支援システムやMicrosoft Teams等、デジタル技術の活用で校務DXを推進する。また、必要に応じて研修の機会を設けるなど、デジタル技術の活用に関する苦手意識を払拭できる取組を積極的に行う。
- 年度始めの校務分掌を分担する際には、一部の教員の負担が大きくなることのないよう慎重に調整する。その際、分掌が教員の業務として必要か見直しを行う。
- 電話問合せが多い現状に鑑み、案内メッセージ及び録音機能等の設置を推進する。
- 児童生徒の欠席確認等の連絡のデジタル化を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 時間外在校等時間が1か月当たり100時間、又は連続する2か月の平均した時間外労働の時間が1か月当たり80時間を超える教育職員には、医師による面接指導を実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率100%を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、教育委員会は、8月中旬の4~5日間は学校閉庁日とし、教職員は集中して休暇取得を行う。
- 令和8年度中に、学校における定時退校日を月1回以上設定するよう推進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組状況の公開・報告等

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、市のHPで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 各学校の在校等時間の状況を教育委員会が毎月確認し、具体的措置の取組状況などについて、定例教育委員会等で報告する。

(2) 関係部局・機関との協働的取組

- 学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、山梨県全域で導入している校務支援システム内の出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェック等の結果から把握する。

(3) 教育委員会の支援・指導

- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会設置後には、そこでの協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者及び地域の理解を促進するため、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- 諸団体が各学校へ配布を希望するチラシ等については、必ず市教育委員会を經由し、教育委員会が定めたルールに従って配布する。また、配布する場合は、あらかじめ学校ごと、クラスごとに配布枚数を仕分けし、各学校の負担を減らすよう周知する。
- 教職員一人一人の意識改革と管理職による適切な組織マネジメントの実現に向けて、指導・助言を行う。